

江戸川大学後援会会則

平成 14 年 11 月 21 日制定

平成 23 年 11 月 3 日改正

(設置)

第 1 条 本会は、江戸川大学後援会と称し、江戸川大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の保護者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第 2 条 本会は、本学学生の課外活動及び福利厚生など学生生活の充実、並びに学内教育施設の充実を図り、もって本学の教育を側面的に援助することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生向け教養図書及び学内教育施設の充実にに関する援助
- (2) 学園祭等学内諸行事に関する援助
- (3) 学生の課外活動団体等の諸活動に対する援助
- (4) 学友会活動に関する援助
- (5) 学生及び教員の教育関係諸活動に関する援助
- (6) 学生の就職先開拓等の就職活動支援に関する援助
- (7) その他教育並びに学生生活上必要とする事業に関する援助

(代議員会)

第 4 条 本会は、前条の事業を円滑に行うため、審議及び議決機関として代議員会を置く。

- 2 代議員会は、会員の中から選出された者（以下「代議員」という。）をもって組織する。
- 3 代議員の選出は、各学科の各学年より 1 人とする。
- 4 代議員会は代議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 5 議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代議員の任期)

第 5 条 代議員の任期は 4 年とし、再任することができない。

- 2 代議員に欠員が生じた場合にあっては、補充しないものとする。

(代議員会の審議事項)

第 6 条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の予算及び決算に関すること。
- (2) 本会が実施する各種事業に関すること。
- (3) 本会会則の改廃に関すること。
- (4) その他本会の運営等に関する重要事項に関すること。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置き、代議員の中から互選する。

- (1) 会長 1 人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

- 2 会長は会務を総括するとともに、代議員会を招集し、その議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、会計年度終了後、当該年度の決算に係る会計監査を実施し、監査報告書を会長に提出するとともに、直近の代議員会において報告する。
- 5 役員の任期は、選出された年度の翌年度の4月1日から2年間とし、再任を妨げない。
- 6 役員に欠員が生じたときは、直近の代議員会において後任を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会費)

第8条 本会の会費は、入会金を5,000円、年会費を20,000円とし、毎年本学前期学費納入時に併せて納入する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 毎年度の予算案は、代議員会において、当該年度の前年度の決算とともに審議し、承認を得なければならない。
- 3 前項の予算成立後、やむを得ない事由により当該予算を変更する必要がある場合は、補正予算として、代議員会において審議し、承認を得なければならない。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、江戸川大学内に置くものとし、その事務は、江戸川大学事務局及び江戸川学園事務局が処理する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年11月3日から施行する。

附 則

1. この会則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正前の会則により選出された代議員は、改正後の会則により選出されたものとみなす。
3. この会則の施行日以降に、江戸川短期大学の学生として在籍する者がある場合は、第2条に規定する本学学生とみなす。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。